特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	産業機械健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

産業機械健康保険組合（以下「当組合」という。）は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・基幹システムと中間サーバー等をサーバー間接続することにより、電子記録媒体等で統合専用端末とデータの授受を行う業務を減らして、電子記録媒体等への不正な複製や媒体の持出し、紛失等が生じることを防止します。

評価実施機関名

産業機械健康保険組合

公表日

令和8年3月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	適用、給付及び徴収関係事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 　当組合は健康保険法（大正11年法律第70号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 　その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動、保養施設の運営などを行っている。 　また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。 　当組合の加入者は、全国の産業機械の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者（一般加入者）、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者（任意継続加入者）で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。 ＜事務内容＞ 　当組合が行う事務のうち、番号法別表第1の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 　なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になる（※1）。 1．適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を入手（※2） (3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報（以下、「公金受取口座情報」という。）（被保険者が希望する場合に限る。）は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3） (5)健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照 （※1）マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク（以下「オンライン請求NW」という。）を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。 （※2）地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。 （※3）従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。 2．給付事務（加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務） (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る届出書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引 (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認（※4） (4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 （※4）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。

	3. 徴収事務（保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務） (1)任意継続被保険者の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について資格関係情報等の参照 （付）給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。
③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。） 2. 中間サーバー等 3. 電子申請受付クライアントソフト

2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法　第9条第1項（利用範囲）　別表第1 項番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第2条 ・住民基本台帳法　第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （照会）別表第2　項番3 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第3条 （提供）別表第2　項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （委託の根拠）・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務部長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-0014 東京都港区芝2-13-4 産業機械健康保険組合 総務部総務課 TEL：03-5232-5006
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒105-0014 東京都港区芝2-13-4 産業機械健康保険組合 総務部総務課 TEL：03-5232-5006
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手、使用、保管及び廃棄等の事務において、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に則り、人為的ミスが発生するリスクを防ぐため、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育・研修を全職員等に対し、毎年実施する。 ・申請書類には記入が必要な項目や不要な記入の注意書きを記載すると共に健保組合の機関紙やWeb等でそれを周知し、電子データによる申請では記録が必要な項目や記録形式を定めた様式でのみ受付し、目的外の内容が記載された書類やデータは受理しない。 ・地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合や照会をした場合、5情報（氏名、氏名振り仮名、生年月日、性別、住民票住所）が一致することを必ず確認する。 ・個人番号の届出を事業所が本人から受ける際、又は健保組合が本人から受ける際には番号法16条に則って本人確認を行う。 ・紙媒体の届出書から個人番号等を健保業務の基幹システムに登録（入力）する際には、届出書との読み合わせやダブルチェックを行う。 ・個人番号等が記載された届出書や電子記録媒体等は管理簿に記録して速やかに保管庫に施錠保管し、また、文書保存管理規程に従って廃棄する際には届出書類はシュレッダー粉砕又は溶解し、電子記録媒体等は物理的に破壊し、管理簿に廃棄を記録して管理者が確認する。 ・電子記録媒体等に個人番号等が記録されたデータを複写する場合は事前に管理者の承認を得て行い、媒体の利用記録を管理簿に記載する。 ・PC等の機器の返却や廃棄の際に、業者がデータを復元不可能に完全消去していることを確認するか、健保組合がデータ消去ソフトを導入して完全消去を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	Ⅱ　しきい値判断項目	対象人数、取扱者数の判断時期 （平成28年3月31日）	対象人数、取扱者数の判断時期 （平成31年3月31日）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年6月1日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜事務内容＞ 1．適用事務 （1）平成28年10月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所又は加入者から収集し登録する事務。 （2）～（7） （※1）地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバー等を介して即時紹介又はファイルー括紹介する。・・・・・	初期収集に関する項番（1）を全文削除し、以下の項番を（1）～（6）に繰り上げた。 （※1）を次の様に変更。 地方公共団体情報洲ステム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は支払基金経由で中間サーバー等を介して即時紹介又はファイルー括紹介する。 その他、初期収集に関連した表記の削除・修正や文書表記の修正をした。	事後	初期収集は過去に一時的に行ったものであり、平成28年度で終了しているため記述を削除し、その他の文章の表記を変更。
令和1年6月1日	Ⅰ　4．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・番号法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （提供）別表第2　項番1，2，3・・・・・120	（提供）別表第2　項番120を119に変更した。	事後	番号法改正で項番が変更されたため
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策		新たに追加された評価項目（1．提出する特定個人情報保護評価書の種類～6．情報提供ネットワークシステムとの接続4）のリスクに対する措置について、実施状況を記載した。	事後	提出する評価書の種類と実施しているリスク対策の判定を記載
令和2年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	対象人数、取扱者数の判断時期 （平成31年3月31日時点）	対象人数、取扱者数の判断時期 （令和1年9月30日時点）	事前	事後で足りるものの任意で事前に提出
令和2年9月24日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要等		電子申請による届出書の入手経路の 追加に伴う追記等	事前	重要な変更
令和5年2月6日	Ⅰ-1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1.適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (1)～(3)　略 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3）	1.適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (1)～(3)　略 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報（以下、「公金受取口座情報」という。）（被保険者が希望する場合に限る。）は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3） （付）給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が「公金受取口座情報」の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。	事前	
令和5年2月6日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。） 2．中間サーバー等 3．電子申請データ・ダウンロードAP	1．健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。） 2．中間サーバー等 3．電子申請受付クライアントソフト	事前	電子申請データの入手を、直接API連携で行う事によりリスクが軽減される変更
令和5年2月6日	Ⅰ-4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	・番号法　第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	事後	番号法改正（令和3年9月1日施行）により号番号を事後に変更
令和5年2月6日	Ⅰ-4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（提供）番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第31条の2	（提供）番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第31条の2の2	事後	主務省令の改正により条項番号を事後に変更
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	対象人数、取扱者数の判断時期 （令和1年9月30日時点）	対象人数、取扱者数の判断時期 （令和3年12月31日時点）	事後	事後で足りるものの任意で事前に提出
令和8年3月17日	Ⅰ－9．　規則第9条第2項の適用 Ⅳ－8．　人手を介在させる作業 Ⅳ－11．最も優先度が高いと考えられる対策		Ⅰ－9．　規則第9条第2項の適用 Ⅳ－8．　人手を介在させる作業 Ⅳ－11．最も優先度が高いと考えられる対策の項目を追加	事後	特定個人情報評価指針の改正による評価書の様式改正のため事後に変更